

## 日本婦人科腫瘍学会 専門医制度規則

## 第1章 総 則

## (目的)

第1条 婦人科腫瘍に関する十分な専門的知識と技量を有する医師を育成し、資格認定を行う。これにより女性性器がんの予防、診断、治療等を包括的に行的女性の健康管理・増進に寄与することを目的とする。

## (婦人科腫瘍専門医の定義と責務)

第2条 日本産科婦人科学会の認定する産婦人科専門医を取得した後に、更に女性性器がんに関する修練を受け、資格試験に合格した者を婦人科腫瘍専門医(以下、専門医と略記)とする。専門医は、あらゆる女性性器がんおよびその合併症を適切に処置し、また他の医師よりのコンサルテーションに対処できなければならない。専門医は、女性性器がんの広汎な手術手技に精通しているだけでなく、骨盤外科一般の経験も有し、また放射線治療、がん薬物療法、緩和医療等に関する知識と経験も持っていなければならない。このために、専門医は原則として女性性器がんの集学的治療が行える施設に勤務していることが望ましい。女性性器がんの予防、診断、治療を行い、またこれらに関する教育や臨床研究等を通じて女性の健康増進に寄与することが、専門医の責務である。

## 第2章 専門医制度委員会

## (委員会の設置)

第3条 日本婦人科腫瘍学会(以下、本会と略記)は、前条の目的を達成するために専門医制度委員会を置く。

2. 専門医制度委員会内に資格認定委員会、専門医試験委員会、指定修練施設認定委員会を設置する。
3. 理事長は必要に応じて専門医制度委員会内に小委員会を設置できる。
4. 理事長は、理事会の議を経て、理事・代議員の中から専門医制度委員会の委員長と委員若干名を選出する。
5. 理事長は資格認定委員会、専門医試験委員会、指定修練施設認定委員会および必要に応じて設置された小委員会の委員長と委員若干名を選出する。
6. 委員会の構成および運営は、本規則、専門医制度規則資格認定施行細則および専門医制度規則指定修練施設認定施行細則による。

## (業務)

第4条 専門医制度委員会は、この規則によって以下の業務を行う。

- (1) 専門医制度に関する諸問題を検討する。
- (2) 専門医の申請書類及び更新書類のチェック、試験成績の評価、専門医の認定を行う。
- (3) 専門医試験を作成し実施する。
- (4) 指定修練施設の認定のための審査を行う。
- (5) 関連学会との連絡および調整を行う。
- (6) その他、本事業推進のために必要な事項を処理する。

## (任期)

第5条 各委員会の委員の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。

## (欠員の補充)

第6条 各委員会の委員に欠員が生じたときは、理事長がその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第3章 資格認定委員会

## (業務)

第7条 資格認定委員会は、専門医の認定審査及び指導医の認定審査を行う。

## (専門医申請資格)

第8条 専門医の認定を申請する者(以下、専門医申請者と略記)は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- (1) 日本国の医師免許証を有すること。
- (2) 日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医であること。
- (3) がん治療認定医であること。
- (4) 継続3年以上本学会会員であること。
- (5) 指定修練施設において所定の修練カリキュラムに従い、直近の7年間に通算3年以上の修練を行っていること。ただし、修練開始日は日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医の資格を取得した後とする。修練開始届の提出は修練開始日より6か月以内とする。ただし、産婦人科専門医取得年度のみ、その年度の5月1日に遡ることができる。なお、修練開始日には、指定修練施設AあるいはBに常勤で在籍していなければならない。
- (6) 専門医制度規則資格認定施行細則に定める業績を有すること。

**(専門医申請方法)**

第9条 専門医申請者は、次の各号に定める申請書類の正本および副本を資格認定委員会に提出し、審査料を納付する。

- (1) 専門医認定申請書
  - (2) 履歴書
  - (3) 日本国の医師免許証（写）
  - (4) 日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医認定証（写）
  - (5) がん治療認定医の認定証（写）
  - (6) 婦人科腫瘍学修練証明書
  - (7) 診療実績一覧
  - (8) 診療実績および手術記録
  - (9) 業績目録および業績
  - (10) 研修実績
  - (11) 経歴症例記録
2. 専門医更新者または再申請者は、学会の会員で年会費を完納し、次の申請書類を資格認定委員会に提出し、審査料を納付する。
- (1) 専門医更新認定申請書または再認定申請書
  - (2) 専門医制度規則資格認定施行細則に定める書類

**(専門医審査)**

第10条 専門医申請者については、資格認定委員会が毎年1回、申請書類および試験によって申請者の専門医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。

2. 専門医更新者および再申請者については、資格認定委員会が毎年1回、申請書類によって専門医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。

**(専門医認定証の交付)**

第11条 理事長は、専門医制度委員会が認めた者に対して、理事会の議を経て専門医認定証を交付する。

2. 認定証の有効期間は、交付の日から5年とする。

**(専門医資格喪失)**

第12条 次に挙げる各号に該当する者は、専門医制度委員会および理事会の議を経て、専門医の資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して、専門医としての資格を辞退したとき
- (2) 会員としての資格を喪失したとき
- (3) 日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医あるいは機構専門医(産婦人科)の資格を喪失したとき
- (4) 申請書に虚偽が認められたとき
- (5) 専門医としての更新を受けないとき
- (6) その他、専門医として不適当と認められたとき

**(専門医再申請)**

第13条 喪失した専門医の資格は、再申請することができない。

2. 前条第1項第3号によって取り消された者は、原則として5年間、再申請することを認めない。

**(指導医申請資格)**

第14条 指導医の認定を申請する者（以下、指導医申請者と略記）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- (1) 婦人科腫瘍専門医であること。
- (2) 日本婦人科腫瘍学会専門医制度規則で認定された指定修練施設の常勤医であること（註1）。  
（註1）常勤とは、本専門医制度では週4日以上かつ32時間以上（育児短時間勤務制度を利用している場合は、週30時間以上）の勤務を常勤とみなす。
- (3) 婦人科腫瘍専門医の更新歴が1回以上あること。
- (4) 直近の5年間に、筆頭・第2・責任あるいは最終著者である婦人科腫瘍に関する論文が1編以上ある者（註2）。

（註2）論文は原著・総説・症例報告のいずれでもよいが、査読制（編集者による校正を含む）を敷いている雑誌であること。査読制が敷かれていれば商業誌も可であるが院内雑誌は不可である。但し、医学中央雑誌又はMEDLINEに収載されており、かつ査読制が敷かれている院内雑誌は可とする。

- (5) 日本婦人科腫瘍学会が認定する指導医講習会を直近の5年間に受講している者。

**(指導医申請方法)**

第15条 指導医申請者は、次の各号に定める申請書類の正本および副本を資格認定委員会に提出し、審査料を納付する。

- (1) 指導医認定申請書
- (2) 業績目録および業績
- (3) 指導医講習会受講履歴

第16条 指導医申請者については、資格認定委員会が毎年1回、申請書類および試験によって申請者の指導医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。

2. 指導医更新者および再申請者については、資格認定委員会が毎年1回、申請書類によって指導医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。

## (指導医認定証の交付)

第17条 理事長は、専門医制度委員会が認めた者に対して、理事会の議を経て指導医認定証を交付する。

2. 認定証の有効期間は、交付の日から5年とする。

## (指導医資格更新)

第18条 指導医の更新を申請する者（以下、指導医更新者と略記）は、次の各号に定めるすべての要件を満たせば、指導医を更新できる。

- (1) 婦人科腫瘍専門医であること。  
 (2) 日本婦人科腫瘍学会専門医制度規則で認定された指定修練施設の常勤医であること（註1）。

（註1）常勤とは、本専門医制度では週4日以上かつ32時間以上（育児短時間勤務制度を利用している場合は、週30時間以上）の勤務を常勤とみなす。

- (3) 直近の5年間に、筆頭・第2・責任あるいは最終著者である婦人科腫瘍に関する論文が1編以上ある者（註2）。

（註2）論文は原著・総説・症例報告のいずれでもよいが、査読制（編集者による校正を含む）を敷いている雑誌であること。査読制が敷かれていれば商業誌も可であるが院内雑誌は不可である。但し、医学中央雑誌又はMEDLINEに収載されており、かつ査読制が敷かれている院内雑誌は可とする。

- (4) 日本婦人科腫瘍学会が認定する指導医講習会を直近の5年間に受講している者。

2. 前項の規定に関わらず、移行措置として、2022年度までは次の各号に定めるすべての要件を満たせば指導医を更新できる。

- (1) 婦人科腫瘍専門医であること。  
 (2) 婦人科腫瘍に関する論文で、直近の5年間で1編以上ある者（註2）  
 (3) 日本婦人科腫瘍学会が認定する指導医講習会を直近の5年間に受講している者。

## (指導医資格喪失)

第19条 次に挙げる各号に該当する者は、専門医制度委員会および理事会の議を経て、指導医の資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して、指導医としての資格を辞退したとき  
 (2) 会員としての資格を喪失したとき  
 (3) 婦人科腫瘍専門医の資格を喪失したとき  
 (4) 申請書に虚偽が認められたとき  
 (5) 指導医としての更新を受けないとき

- (6) その他、指導医として不適当と認められたとき

## (指導医再申請)

第20条 喪失した指導医の資格は、再申請することができない。

2. 前条第1項第3号によって取り消された者は、原則として5年間、再申請することを認めない。

## 第4章 専門医試験委員会

## (業務)

第21条 専門医試験委員会は、試験問題の作成、試験の実施、成績集計などを行う。

第22条 専門医の試験は、筆記試験および口頭試問による。

第23条 専門医試験委員会は、試験問題作成委員会を設置する。

- (1) 試験問題作成委員長は、専門医試験委員会委員長が併任し、委員若干名を選任する。  
 (2) 試験問題作成委員会は、専門医の認定審査に必要な試験問題を作成する。  
 (3) 試験問題作成委員の任期は、専門医制度委員会委員の任期終了年度の試験終了までとする。  
 (4) 試験問題作成委員に欠員を生じたときは、試験問題作成委員長は補充することができる。  
 (5) 補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 指定修練施設認定委員会

## (業務)

第24条 指定修練施設認定委員会は、本学会の定めた修練カリキュラムに則った修練を行うための指定修練施設を選定し認定する。

## (指定修練施設の要件)

第25条 指定修練施設Aおよび指定修練施設Bの指定修練施設要件は、「日本婦人科腫瘍学会 専門医制度規則指定修練施設認定施行細則」の第8条に定める。

## (登録申請)

第26条 指定修練施設としての登録を申請する診療施設の長は、次の各号に定める登録申請書類を施設認定委員会に提出する。

- (1) 指定修練施設認定申請書  
 (2) 婦人科腫瘍症例数および婦人科腫瘍手術報告書  
 (3) 診療施設内容証明  
 (4) 在籍医師の証明（婦人科腫瘍専門医、放射線治療専門医、日本病理学会認定病理専門医）  
 (5) 修練カリキュラム  
 2. 更新のため指定修練施設としての登録を申請する診療施設の長は、前項の各号に定める申請書類を指定修練施設認定委員会に提出する。

## (指定修練施設の審査)

第27条 指定修練施設認定委員会は、毎年1回、申請書類によって指定修練施設としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。ただし、必要に応じて申請を受理した診療施設の実地調査を行うことができる。

## (認定証の交付)

第28条 理事長は、専門医制度委員会が指定修練施設として認めた施設に対して、理事会の議を経て日本婦人科腫瘍学会専門医制度指定修練施設認定証を交付する。ただし、本証の有効期間は、5年とする。

## (変更)

第29条 指定修練施設の要件に変更が生じたときは、速やかに変更の内容を指定修練施設認定委員会に申告する。

## (年次報告・更新)

第30条 指定修練施設は、指定修練施設の年次報告書を、毎年1回、指定修練施設認定委員会に提出する。

2. 更新は第26条の登録申請書類に準じる。ただし、毎年年次報告書を提出し施設認定されている場合は、第26条の申請書類は免除する。その場合でも、5年間の浸潤がんの治療症例数を別に定めた書式により報告する。また、日本産科婦人科学会腫瘍委員会登録を行っている必要がある。

## (保留)

第31条 年次報告書の内容が指定修練施設の要件を満たさなくなった施設は、保留施設とする。

2. 保留施設となった施設が、その年度中に要件を満たす書類を指定修練施設認定委員会へ提出し、指定修練施設と認められれば、認定は継続される。

## (資格喪失)

第32条 次の各号に該当する指定修練施設は、専門医制度委員会および理事会の議を経て、指定修練施設の資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して、指定修練施設としての資格を辞退したとき
- (2) 指定修練施設の更新を受けないとき
- (3) 保留施設が当該年度末までに、要件を満たすことができなかつたとき
- (4) その他、指定修練施設認定委員会が不相当と認めたとき

## 第6章 規則の変更

第33条 この規則は、専門医制度委員会および理事会の議を経て、社員総会の承認を受けなければ変更することができない。

## 付 則

1. この規則は、平成16年7月16日から施行する。
2. 平成17年12月9日一部改正施行
3. 平成19年6月29日一部改正施行
4. 平成19年11月24日一部改正施行
5. 平成20年7月17日一部改正施行
6. 平成21年7月10日一部改正施行
7. 平成22年7月8日一部改正施行
8. 平成22年12月3日一部改正施行
9. 平成23年7月21日一部改正施行
10. 平成23年11月24日一部改正施行
11. 平成24年7月19日一部改正施行
12. 平成26年7月17日一部改正施行
13. 平成27年6月26日一部改正施行
14. 平成28年7月8日一部改正施行
15. 平成29年7月27日一部改正施行
16. 令和元年7月4日一部改正施行